

サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のチェックリスト

登録事業者名 株式会社MBS

住 宅 名 タムスさくらレジデンス篠崎

登録番号 14043

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント		必須事項	サービス提供の形態	チェック欄
					包括型（一般型）	はい
(1) 医療・介護連携の前提条件	①入居者による医療・介護サービス選択の自由が確保され、その提供内容が入居者の状態や意向を反映したものか	ア	連携先以外の医療事業所を、入居者が選択・利用する自由を制限していない	★	●	✓
			入居者が連携先の医療事業所を選択・利用するか否かによって、住宅の家賃及び共益費等に差異を設けていない	★	●	✓
			入居者が連携先の医療事業所を選択・利用するか否かによって、住宅の提供するサービスに料金等の差異を設けていない	★	●	✓
			利用する医療事業所を自由に選択できることを契約の重要事項説明書に盛り込むなど、入居者に十分に説明している	★	●	✓
			連携先事業所以外も含め、地域の医療事業所を入居者に情報提供している	★	●	✓
			求めや必要な状況に応じて情報提供している		●	✓
	②住宅が地域のニーズを把握しているか	イ	生活支援サービス、医療サービス及び介護サービスの内容と提供者を明確に区分し、入居者にわかりやすく説明している	★	●	✓
			住宅と、連携先医療事業所との間で連携協定書を作成している		●	✓
	③連携先事業所が地域の医療・介護資源として機能しているか	ウ	特定施設入居者生活介護を契約している入居者の特定施設サービス計画について、入居者の状態や意向を反映した適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジャーと他の住宅職員等とが適切に連携している	★	基準	✓
			医療サービスを利用する入居者について、入居者の状態や意向を反映した適切なサービスが提供されるよう、医療事業所と適切に連携している	★	●	✓
		エ	住宅の整備を行う段階から、区市町村や地域包括支援センター等地域の関係機関との連携体制が取れており、地域のニーズを把握している	★	●	✓
		カ	入居者に対して、入居者の個人情報の利用目的、管理方法等を書面により周知した上で、当該個人情報を住宅・連携先事業所間で共有することについて、入居者から書面による同意を得ている	★	基準	✓
		ウ	住宅と連携先事業所とで打合せができる場所がある		●	✓
		エ	居室が医療・介護業務に適したつくりになっている		基準	✓

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント		必須事項	サービス提供の形態	チェック欄
					包括型（一般型）	はい
(3) 人員の配置	①入居者が必要とするサービスに関わる専門的知識を有する職員が住宅や連携先事業所に配置されているか	ア	住宅や連携先事業所において、入居者が必要とするケアに適した専門的人材が確保されている	★	●	✓
			医療系 看護師を配置している		基準	✓
			介護系 介護支援専門員の資格を持つ職員を配置している		基準	✓
			介護系 介護福祉士の資格を持つ職員を配置している		●	✓
	②連携を調整する職員が定められているか	イ	連携先事業所との連携調整担当者を配置している（兼務を含む）	★	●	✓
			介護系 介護福祉士の資格を持っている		●	✓
			介護系 社会福祉士の資格を持っている		●	✓
(4) 連携の手段（情報共有）	①情報共有の手段を定めているか ②情報共有の手段は、わかりやすく、活用しやすいか ③個人情報適切に管理されているか	ア・イ	住宅と連携先事業所の間で情報共有の手段を定めている	★	●	✓
			住宅と連携先事業所の間の情報共有の手段や手順を書面でまとめており、住宅と連携先事業所において共有している		●	✓
		イ	ＩＴシステムにより情報共有を行っている		●	✓
			操作が簡易で、住宅・連携先事業所それぞれの職員が使いやすいものである		●	✓
			共有したデータの集計や出力が可能で、事業推進等に活用できるものである		●	✓
			住宅職員と連携先事業所の職員との間でメッセージのやり取りができる		●	✓
		ウ	ファックスを活用した情報共有を行っている		●	✓
			電子メールを活用した情報共有を行っている		●	✓
			電話を活用した情報共有を行っている		●	✓
			定期的な会議や打合せを実施している		●	✓
		エ	不定期に会議や打合せを実施している		●	✓
		カ	情報共有に当たって、個人情報が適切に管理されている	★	●	✓

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント		必須事項	サービス提供の形態	チェック欄
					包括型（一般型）	はい
		イ	住宅職員に医療・介護に関する研修を受講させている		基準	✓
			住宅と連携先事業所が事例検討会を合同で行っている		●	✓
			看取りを行う場合は、看取りに対応できる医療・介護事業所の職員を確保するなど必要な体制をとっている	★	●	✓
			住宅職員や連携先事業所の職員が、看取りの研修を受けている		●	✓
		ウ	機能回復に向けた取組を行っている		基準	✓
			連携先の医療事業所が入居者に対して健康診断を年1回以上行っている		●	✓
		エ	協力医療機関を複数定めている		●	✓
			区市町村と定期的に報告等の連絡を取っている		●	✓
		オ	検査等、他の病院に通院する必要がある場合、住宅職員が送迎又は介護タクシーの手配を行っている		●	✓
			入居者のニーズに応じて、調剤薬局の薬剤師や歯科衛生士など、地域の様々な職種との連携を行っている		●	✓

● … 「サービス提供の形態」のうち、各「医療・介護連携のポイント」が該当するもの
★ … 各ポイントのうち、都のあり方指針に基づき遵守が必要なもの
包括型（一般型） … 包括報酬による一般的な特定施設入居者生活介護の提供形態
基準… 特定施設入居者生活介護の指定基準に含まれているもの